

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松山 義雄君

理事今松 治郎君 理事白井 莊一君

理事木村 俊夫君 理事島山 鶴吉君

理事山本 友一君 理事青野 武一君

有田 喜一君 岡崎 英城君

佐伯 宗義君 關谷 勝利君

松田 鐵藏君 早稲田柳右衛門君

井岡 大治君 梶 欽次郎君

小山 亮君

出席政府委員

運輸政務次官 伊能繁次郎君

運輸技官(港 天竺 良吉君)

運輸事務官(港 大森 重義君)

海局倉庫課長 志録 一之君

委員外の出席者

本日の会議に付した案件

倉庫業法案(内閣提出第一五一号)

○松山委員長 たいまいより運輸委員會を開会いたします。

最初に倉庫業法案(内閣提出)を議題といたします。本案に対しては一昨二十五日質疑を終了いたしました。が、たいまい委員長の手元にて、自由民主黨關谷勝利君より修正案が提出されておりますので、この際その趣旨説明を聴取いたします。關谷勝利君。

○關谷委員 私は倉庫業法案に対しては、自由民主黨を代表いたしまして修正動議を提出をいたします。

修正案はたいまいお手元に配付をい

たした通りであります。その案文を朗読いたします。

倉庫業法案に対する修正案

倉庫業法案の一部を次のように修正する。

第五号第四号を次のように改める。

四 倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に應じて運輸省令で定める基準に適合しないときその他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき。

附則第三号中「二年間」を「三年間」に改める。

以上の通りであります。

次に修正案の趣旨を簡単に御説明を申し上げます。

まず第一は、政府原案によりますと、第五号第四号によつて、倉庫業の許可基準についての欠格事項が規定されておりますが、その内容は倉庫の位置、構造又は設備に対する技術的な面のみを対象として定められておりまして、許可基準としては必ずしも完璧とは言ひ得ないのであります。よつて、さらに経済的機能の面からも当然考慮する必要があると認められますので、この条項に、「その他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき」を加えて基準の整備を期そうとするものであります。

次に、既存倉庫業者に対する経過措置をいたしまして、原案によりますと、本法施行の日から二九年の間に倉庫の構造、設備等を本法に定める

基準に適合せしめるようにして、営業許可を受けなければならないことに規定されておりますが、目下の経済情勢にかんがみまして、この猶予期間をさらに一カ年延長いたしまして、倉庫業の円滑なる運営をはかろうとするのであります。

何とぞ御賛成を得たいと存じます。

○松山委員長 たいまい提出されました修正案に質疑があればこれを許します。――質疑がなければ本修正案に対する質疑は終了いたしました。

これより倉庫業法案(内閣提出第一五一号)及び修正案を一括して討論に入りたいと思ひますが、通告がございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず最初に、自由民主黨關谷勝利君提出の修正案を採決いたします。本修正案を可決いたすに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議がございませんので、本修正案は可決されました。

続いて、たいまい可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案を可決いたすに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議がございませんので、本案は修正議決されました。

この際、井岡大治君より発言を求められておりますので、これを許します。井岡君。

倉庫業法案のうち、附帯決議をいたしたいと存じます。まず原文を讀み上げます。

倉庫業法案に対する附帯決議案

本法施行に当り左の事項について、政府は適切な措置を講ずべきである。

一、中小倉庫業者に対する融資の方途を講ずること。

二、倉庫業者に対する固定資産税が過重になつてゐる現状にかんがみ、速かにこれが軽減をはかること。

三、現に倉庫業を営んでゐる者に対しては、倉庫の構造設備等が経過期間三年間に、基準に適合するよう行政指導を行い、本法制定の主旨に副うよう努むること。

四、営業倉庫と農業倉庫とは、相互にその分野を守り、相俟つて都市及び農村経済の発達に寄与するよう適切な指導監督を行うこと。

右決議する。

簡単に趣旨の説明を行いたいと存じます。今日までいろいろ論議をされました中に、この法案において十分討議されていない部分もかなりございます。さらにまた法案を審議して参りました過程において、特に中小企業倉庫に対する育成といふことを考える必要がある、こういうふうに論議をされて参りました。そこで今日一番中小企業が困つてゐることは、いわゆる第五号の四号に規定をいたしております、たいまい修正をされました設備、構造等

を改善しなければいけない。しかしながら実際問題としてなかなか金融その他の措置で十分なことができない。それではせっかく今日まで営んでゐる倉庫業者に対する取扱ひあるいは育成といふものが完璧を期せられておらないので、これが金融に万全の措置を講じていただきたい。

第二には、倉庫業者に対する固定資産税といふものが今日非常に高いので、これを軽減をしてもらいたい。こういうふうにいいたしまして、中小倉庫並びに倉庫全体の円滑なる発展をはかつていただくようにしていただきたいというものが、本決議案の趣旨でございます。政府におかれましては十分この決議の趣旨を尊重されて、すみやかに行政指導なり、あるいは諸般の育成のために努力されることを望みます。

○松山委員長 たいまい井岡君より本案に対する附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

この際これを採決いたします。本動議を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議がございませんので、本案に対する附帯決議は可決されました。

なおたいまい修正議決されました倉庫業法案に対する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松山委員長 それではさように決定いたしました。

○伊能政府委員 私一言本案成立につきましてはお礼かたがた附帯決議あるいは修正等の点について、ただいま井岡先生からお話ございましたが、今回の附帯決議につきましては十分尊重いたしまして、既存業者の設備改善について適切な行政指導を行いますと同時に、先般来いろいろと御論議をいただきました中小企業の倉庫業者につきましては、今後その必要な設備資金等については、でき得る限り関係金融機関に融資あつせんその他の協力を強く要望いたしまして、その万全を期したい、よつてもつて本法の施行に遺憾のないようにいたしたい、かように考えている次第でございます。

また倉庫業者に対しまする固定資産税の軽減及び農業倉庫業者等との事業分野の調整等につきましても、これらの問題は従来いろいろと、ときに摩擦と申しますよりは、分野の不明確な点もございましたので、これらの点につきましても固定資産税の軽減方を関係官庁に十分要請、協議をいたしまするとともに、双方倉庫業者の分野の問題等につきましても、適正な調整等について政府といたしましてでき得る限りの努力をいたしまして御期待に沿いたいと存する次第で、一言御礼かたがた申し上げる次第でございます。

○松山委員長 本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時一分散会

〔参照〕

倉庫業法案（内閣提出）に関する報

告書

〔別冊附録に掲載〕